

令和4年度 沖縄観光コンテンツ開発支援事業補助事業
応募要領

1 趣旨

沖縄の地域の観光資源を活用した観光コンテンツ開発に要する経費の一部を補助することにより、沖縄の観光が抱える課題解決観光消費額の向上、滞在日数の延伸を図り、多彩かつ質の高い沖縄観光の推進に資することを目的とする。

2 事業期間

- (1) 事業の実施期間は、交付決定の日から令和5年1月31日までの事業者が設定する期間とする。(令和5年2月28日までに精算業務及び事業報告を行うこと。)
- (2) 助成事業は、審査委員会による毎年度の審査・採択を受けることで、最大3回まで支援を受けることができる。ただし、本年度の採択が来年度以降の採択を確約するものではない。

※過去に沖縄観光コンテンツ開発支援事業において支援を受けた事業についても、再応募可とする。ただし、前回実施した事業の課題を整理したうえで応募すること。

3 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 当事業の目的を理解し、補助事業を的確に遂行するために必要な人員、管理体制、経営基盤等を有していること。
- (2) 当補助事業の応募にあたり、提案する実施内容について、他の補助事業等から助成を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項※の規定に該当しないこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 共同企業体による申請も認める。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(3)及び(4)の要件を満たすこと。
- (6) 単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。

複数の事業者による共同企業体で事業を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する法人を代表企業とすること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続の申立てがなされている団体でないこと。
- (8) 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないこと。

4 補助対象事業者

- (1) 観光関連事業やエンターテインメント事業等に取り組む民間事業者、地域観光協会、DMO登録法人及び候補法人、NPO法人等
- (2) 沖縄のMICE開催を促進するため、新たなユニークベニューやチームビルディング等のMICEメニュー開発等に取り組む民間事業者、地域観光協会、DMO登録法人及び候補法人、NPO法人等

5 補助対象事業

沖縄の地域の観光資源を活用し、沖縄観光の課題解決に資するコンテンツ開発であること。また、持続性及び発展性が見込まれ、自走化に向けた計画が明確な取り組みであること。

(1) 観光メニュー開発

- ア 世界文化遺産など沖縄の歴史文化を活用したコンテンツ
- イ 世界自然遺産など沖縄の自然を活用したコンテンツ
- ウ ナイトタイムエコノミーを活用したコンテンツ
- エ デジタル技術及びデータの活用、地域や他産業との連携等により、新たな体験価値を提供できるコンテンツ
- オ その他沖縄の観光資源を活かした観光コンテンツ

※ 補助対象外事業

- ・ 飲食品等製品開発を主とした事業
- ・ スポーツに関連した事業
- ・ 既存の自社事業

(2) MICEメニュー開発

- ア 沖縄の観光資源や世界文化遺産などの歴史文化施設、公的空間等をMICEの開催場所として活用するユニークベニュー
- イ 沖縄の自然や文化、芸能など活用したチームビルディングメニュー
- ウ 沖縄の特性等を活かした、沖縄独自のSDGs・CSRプログラム
- エ 沖縄県の産業振興施策と関連する産業観光メニュー
- オ デジタル技術及びデータを活用し、既存のMICEプログラムの高付加価値化へ繋げる取組み

※ 補助対象外事業

- ・ MICEそのものの開催を対象とした事業
- ・ MICE専門人材の育成事業

- ・ 飲食品等製品開発を主とした事業
- ・ スポーツに関連した事業
- ・ 既存の自社事業

6 補助率・補助対象経費

(1) 補助率

- ・ 1年目（1回目）
補助率は1件あたり、補助対象経費総額（税別）の8/10以内。
上限1,000万円、下限200万円
 - ・ 2年目（2回目）
補助率は1件あたり、補助対象経費総額（税別）の2/3以内。
上限800万円、下限200万円
 - ・ 3年目（3回目）
補助率は1件あたり、補助対象経費総額（税別）の1/2以内。
上限600万円、下限200万円
- ※条件付採択等の理由により、補助額が変更される場合がある。

(2) 補助対象経費

- ① 補助対象経費は、補助対象事業に直接必要とされるソフト面の経費（税別）とする。※各経費の詳細については「沖縄観光コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱」を参照すること。

人件費	補助事業に直接従事する者の人件費（各種手当費、法定福利費等は除く。）
事業費	<p>1 謝金 事業を行うために必要な謝金（講演、原稿の執筆、ガイド等に対する謝金）</p> <p>2 旅費 事業を行うために必要な国内外出張に係る経費</p> <p>3 賃金 事業に直接従事したアルバイト、パートに係る経費（ただし「人件費」に含まれるものを除く）</p> <p>4 需用費 事業を実施するために必要な消耗品、印刷製本、食料費等に要する経費</p> <p>5 役務費 事業を行うために必要な人的サービス等の提供（デザイン料、広告料、筆耕・翻訳料、保険料等）に要する経費</p>

	<p>6 使用料及び賃借料 事業を行うために必要な機器や会場等の使用・賃借（リース、レンタル料）に要する経費</p> <p>7 委託料 補助事業者による直接実施が難しいもので、他の事業者に委託する場合に必要な経費 ※事業の企画判断、管理運営等、補助事業の根幹に関わる業務の委託は不可とする。 ※委託料は、事業費総額の5割以内とする。</p> <p>8 その他諸経費 その他知事が必要と認める経費</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 対象とならない経費の具体例

- ア 施設整備や機材設備などのハード整備（設備投資）に係る経費
- イ 手数料（振込手数料及び代引手数料等）
- ウ 提案された事業内容のうち、既に国等により別途補助金、委託費等が支給されている費目、あるいは支給が予定されている経費
- エ 補助対象期間外に要した経費（補助金交付決定前、または事業終了日以降に要した費用）
- オ 領収書等の支払の事実が確認できない経費
- カ 他の自主事業との明確な区分が困難である経費
- キ 消費税

③ 利益等排除について

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助金を受ける事業者（以下、補助事業者とする）自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上する。

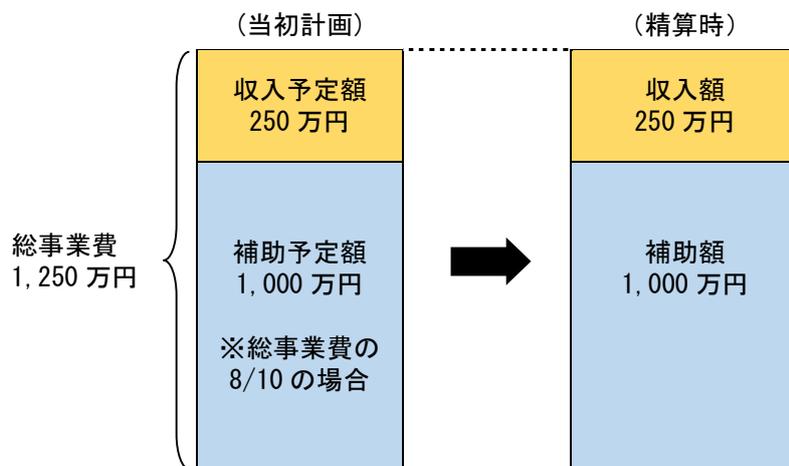
※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

④ 事業収入について

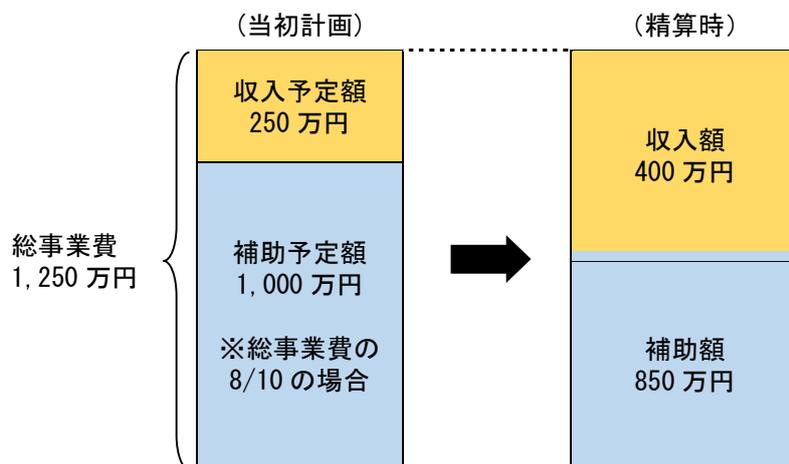
入場料や企業協賛により事業収入がある場合、補助対象経費から収入額を控除した上で、補助額の算出を行う。総事業費と収入についての考え方は下記のとおり。

(例) 本補助金による支援が1回目の事業者(補助率: 8/10)

パターン①【当初計画どおりの収入額があった場合】



パターン②【当初計画を上回る収入額があった場合】



7 説明会及び応募方法等

(1) 説明会について

下記日時に公募説明会を開催する。

- ① 日時: 令和4年4月22日(金) 10:00~12:00
- ② 場所: 沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室
- ③ 方法: 来場及びリモート(ZOOMを利用したハイブリッド方式)
※新型コロナウイルスの蔓延状況によってリモートのみになる場合があります。
- ④ 参加申し込み:
Eメール(morimiki@pref.okinawa.lg.jp)にて申し込みのこと。
※所属先、氏名、電話番号、メールアドレスを記載
※来場又はリモートの希望を記載
※複数参加の場合は代表者が申し込み、参加人数を記載(来場者は事業者につき2名まで、申込多数の場合はリモート参加をご案内する場合があります。)

(2) 質問について

質問がある場合は、令和4年4月25日(月)12時までに質問書【様式】をEメール(morimiki@pref.okinawa.lg.jp)で提出すること。(受信確認必須)

回答は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課HPに掲載する。なお、質問に対する最終回答は、令和4年4月28日(木)に掲載する。

(3) 応募書類の提出について

① 提出期限：令和4年5月11日(水)17時(期限厳守)

② 提出先：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課観光資源班
(〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号)

③ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内必着とすること。

※期限を過ぎた場合はいかなる場合も受け付けません。

8 応募書類について

応募書類の種類及び提出部数は、以下のとおり。

(1) 提出書類

① 応募申請書【様式1】

② 積算書【別記様式1-1】

③ 収支計画書【別記様式1-2】

④ 事業スケジュール【別記様式1-3】

⑤ 事業全体図【別記様式1-4】

⑥ 実施計画書【任意様式】

※令和4年度沖縄観光コンテンツ開発支援事業補助事業 仕様書及び実施計画書記載要領を参考に作成すること。

⑦ 会社概要書【様式2】

⑧ 実績書【様式3】

⑨ 誓約書【様式4】

⑩ 直近3年間の賃借対照表、損益計算書

⑪ 登記事項証明書 ※写し可

⑫ 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。

⑬ 共同企業体協定書【任意用式】

※共同企業体の場合は、⑦～⑬を全構成員分提出すること。

(2) 提出等について

① 「A4判、縦置き、横書き」を基本とし、必要に応じて「A4判、横置き、横書き」を可とする。また、両面印刷の場合は、長辺とじとすること。

② 提出部数

- ・①～⑧…各 8 部
- ・⑨～⑬…各 1 部 ※⑬は該当する場合のみ提出

9 審査等

(1) 審査から事業実施までの流れ

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課において、提出された申請書類を審査し、補助事業候補者を選定する。補助事業候補者は、県による補助金の交付決定を受けて、補助事業者として事業を実施することとなる。

(2) 複数年度応募した場合の審査について

「令和4年度 沖縄観光コンテンツ開発支援事業補助事業実施計画書記載要領」に基づき複数年度の事業実施計画で応募し採択された場合、令和5年度以降の事業実施にあたっては、過年度の事業実施状況を確認し、状況によっては事業計画の見直しを求める場合がある。

(3) 審査の方法について

① 第一次審査（書面審査）

応募者が多数の場合は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課において書面審査を実施する。第1次審査を通過した事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知する。選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

② 第二次審査（プレゼンテーション審査）

沖縄県観光スポーツ部内に設置する選定委員会において、実施計画書の内容等についてプレゼンテーション審査を行い、補助事業候補者を選定する。

なお、第二次審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

また、第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。

ア 第二次審査の場所及び日時等の詳細については、別途連絡する。

イ 審査会場への入場者は3名以内とする。

ウ 第二次審査においては、提出した実施計画書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない

オ 参加者全員のマスク着用を必須とし、プレゼンテーション当日に発熱がある者の参加は認めない。

※審査は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせは受け付けない。

10 その他

(1) 応募書類等の作成に要する経費、第二次審査に参加する経費等については、応募者の負担とする。

(2) 提出された応募書類等については返却しない。

(3) 補助事業者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(4) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、補助事業者は経理管理にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法

第 179 号) に基づき適正に執行し、また、沖縄観光コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱等を遵守すること。

- (5) 補助事業者は事業終了後、県からの追跡調査や事後評価に対応すること。
- (6) 沖縄県は、観光コンテンツ開発を効果的・効率的に推進し、自走化に結びつけられるよう、補助事業者への指導や支援を行うための業務を委託しており、事業内容や必要経費については改善指導等を行う場合がある。
- (7) 補助事業者は、補助対象経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管すること。

11 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階
沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 観光資源班 担当：渡久地
電話：098-866-2764 F A X：098-866-2765